資料５－１

○北海道立地域食品加工技術センター条例

平成６年３月31日条例第５号

改正

平成９年４月３日条例第34号
平成12年３月29日条例第59号
平成16年３月31日条例第41号
平成17年10月18日条例第102号
平成20年３月31日条例第38号
平成24年３月30日条例第41号
平成26年３月28日条例第43号
平成28年３月31日条例第51号
平成31年３月15日条例第29号
令和２年３月31日条例第38号
令和６年３月29日条例第35号

北海道立地域食品加工技術センター条例をここに公布する。

北海道立地域食品加工技術センター条例

（設置）

第１条　地域における食品加工技術の高度化を促進し、北海道の食品工業の発展に寄与するため、北海道立地域食品加工技術センター（以下「技術センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　技術センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター	北見市
北海道立十勝圏地域食品加工技術センター	帯広市

（事業）

第３条　技術センターは、次の事業を行う。

（１）　技術センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）を一般の利用に供すること。

（２）　食品加工に関する依頼による試験及び分析を行うこと。

（３）　その他設置の目的を達成するために必要な事業

（指定管理者による管理）

第４条　技術センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第５条　指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

（１）　第３条第１号及び第３号に掲げる事業に関すること。

（２）　第８条第１項の承認に関すること。

（３）　施設等の維持管理に関すること。

（４）　その他知事が定める業務

（開館時間）

第６条　技術センターの開館時間は、午前９時から午後５時までとする。ただし、指定管理者は、技術センターの管理運営上必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

（休館日）

第７条　技術センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、技術センターの管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

（１）　日曜日及び土曜日

（２）　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（３）　１月２日、同月３日及び12月29日から同月31日まで

（使用の承認）
第８条　技術センター施設等を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。
２　指定管理者は、前項の承認をする場合において、技術センターの管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。
（承認の基準）
第９条　指定管理者は、技術センターの施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第１項の承認をしてはならない。
（１）　利用の目的が技術センターの設置の目的に反するとき。
（２）　技術センターの秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
（３）　施設等を損傷するおそれがあるとき。
（４）　その他技術センターの管理運営上支障があると認められるとき。
（変更の承認）
第10条　第８条第１項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の内容を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。
２　第８条第２項及び前条の規定は、前項の承認について準用する。
（承認の取消し等）
第11条　指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第８条第１項の承認（前条第１項の承認を受けたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。
（１）　この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
（２）　虚偽の申請その他不正な手段により第８条第１項又は前条第１項の承認を受けたとき。
（３）　第８条第２項（前条第２項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。
２　指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第８条第１項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。
（利用料金）
第12条　利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。
２　前項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、指定管理者の収入とする。
３　利用料金の額は、別表第１に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。
４　知事は前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。
５　指定管理者は、既に収受した利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。
６　指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。
（手数料）
第13条　技術センターに試験若しくは分析を依頼する者又はその成績書の謄本の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、手数料を納めなければならない。
２　手数料の額は、別表第２の範囲内で規則で定める。
（減免）
第14条　知事は、特別の理由があると認めたときは、手数料を減免することができる。
（指定管理者の指示等）
第15条　指定管理者は、技術センターの秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、利用者に対しその利用に関し指示をし、又は利用中の場所に従業員を立ち入らせ、利用の状況を調査させることができる。
（知事による管理）
第16条　第４条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、技術センターの管理に係る業務を行うことができる。
２　前項の規定により知事が技術センターの管理に係る業務を行う場合においては、第６条ただし書及び第７条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあ

るのは「ときは」と、第８条、第９条、第10条第１項及び第11条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第12条第１項中「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「別表第１に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第５項及び第６項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、前条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「従業員」とあるのは「職員」とし、第12条第２項から第４項までの規定は、適用しない。

（規則への委任）

第17条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成９年４月３日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年３月29日条例第59号）

この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成16年３月31日条例第41号）

１　この条例は、平成16年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日前に使用の承認の申請がされている同日以後の北海道立地域食品加工技術センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成17年10月18日条例第102号）

１　この条例は、平成18年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事に対してなされた施行日以後の北海道立地域食品加工技術センター（以下「技術センター」という。）の使用に係る申請でこの条例の施行の際知事の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後の技術センターの使用に係る承認は、施行日以後においては、この条例による改正後の北海道立地域食品加工技術センター条例第８条第１項の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

附　則（平成20年３月31日条例第38号）

この条例は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月30日条例第41号）

この条例は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成26年３月28日条例第43号）

この条例は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月31日条例第51号）

この条例は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月15日条例第29号）

この条例は、平成31年10月１日から施行する。

附　則（令和２年３月31日条例第38号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月29日条例第35号）

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１（第12条関係）

１　試験、研究又は分析のための機器を利用する場合　１台１時間以内80円以上14,400円以下、１時間を超えるときはその超える時間１時間につき4,500円以下

２　研修室を利用する場合　１時間につき3,020円以下

備考

利用時間が１時間未満であるとき又は利用時間に１時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、１時間として計算するものとする。

別表第２（第13条関係）

１　試験　１件につき2,500円以上12,400円以下

２　分析　１件につき4,650円以上71,200円以下

３　成績書謄本　１通につき590円以下